

## みんなでまちづくり 「まちづくり懇談会」の開催

平成19年度から28年度までの10年間のまちづくりの目標とする「箱根町第5次総合計画」の策定に向けた「まちづくり懇談会」を次のとおり開催します。  
将来のまちづくりについて、町民の皆さんと意見交換を行いますので、ご参加ください。

開催日	場 所	時 間
11月24日(木)	温泉公民館	各会場とも 19時～20時30分
11月25日(金)	仙石原文化センター	
11月28日(月)	役場分庁舎	
11月29日(火)	宮城野公民館	
11月30日(水)	元箱根公民館	

照会先 企画課 ☎5-9560

## 「税を考える週間」 11月11日～11月17日

ご存知ですか？  
20年後には、3人のうち1人が  
65歳以上という超高齢化社会を迎えます！

考えてみませんか？  
これからの税金のこと・・・  
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

**年末調整説明会**  
日 時 11月11日(金)  
13時30分～16時  
場 所 社会教育センター  
(箱根町以外の開催日時・場所)  
日 時 11月8日(火)  
13時30分～16時  
場 所 小田原中央公民館大ホール  
(小田原市荻窪300)  
照会先 税務課 ☎5・7750



**第24回小学生の税の書道展**  
今年もたくさんの方の応募があり、その中から入賞作品5、444点が次のとおり展示されます。  
なお、町からは、中村親良さん(宮城野小学校3年)と岩瀬友記さん(湯本小学校6年)が特別賞(町長賞)を受賞しています。

日 時 11月18日(金)～20日(日)  
9時～18時(ただし、20日は17時まで)  
場 所 小田原市民会館(小田原市本町1・5・12)  
照会先 社団法人小田原青色申告会 ☎0465・24・2611

### 臨時収納窓口開設のお知らせ

お仕事などで平日に納付することのできない方や、納付をお忘れの方のために、休日の収納窓口を開設します。  
納付についての相談も行いますので、この機会にぜひご利用ください。

納付できる税目など  
町税(町民税、固定資産税、軽自動車税)  
国民健康保険料、介護保険料  
開設日時 11月20日(日)  
8時30分～17時15分  
場 所 役場本庁収納課窓口  
照会先 収納課 ☎5・9573

## 加入の種類と手続きは？

国民年金は、日本に住所を持つ20歳以上60歳未満のすべての人が加入することになっています。加入には3種類あり、届出の仕方などが変わります。

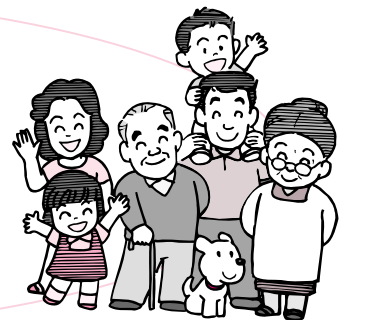
種類	加入する人	加入届出先	届出に必要なもの
第1号被保険者	自営業者・農林漁業従事者・学生・フリーアルバイト・無職の人	お住まいの市区町村国民年金窓口	年金手帳 第2号被保険者であった人は、喪失証明書なども持参してください。
第2号被保険者	会社員・公務員などの人で厚生年金保険、共済組合加入本人	勤務先が加入手続きの一切を行います。	年金手帳
第3号被保険者	会社員・公務員などの人に扶養されている配偶者	配偶者が勤務する事業所の事業主(配偶者の勤務先が加入手続きの一切を行います)	年金手帳 配偶者の年金手帳

長い一生の間には、病気や障がい、老齢などのために、働くことができずに収入がなくなったりすることがあります。退職により収入を失ってしまうサラリーマンはもとより、自営業者の方でも、老後の生活費をどうするかということは、国民にとつて重大な問題です。  
このため、助け合いのしくみ(社会保障)である公的年金制度が存在し、老後の所得保障が計られているのです。  
仮に公的年金がない社会を想像してみると、老後の生活費については、自らが若いころから貯蓄するか、自分の子どもからの私的扶養に頼ることになります。  
また、公的年金は老後の生活の保障だけではなく、万一障がいが残ってしまったときや、一家の働き手を失ってしまったときなどにも生活を保障するようになっています。  
公的年金制度は、国民の世代と世代が支え合うシステムによって運営されています。しかし、保険料を納めていないとこれら保障を受けられない場合がありますので、保険料はきちんと納付するようにしましょう。

明日のあなたを考えて...

# 年金はあなたが主人公です。

イイロウゴ  
11月6日(日)～12日(土)は年金週間



照会先 町民課 ☎5-9564

### 保険料はいくら？

保険料は20歳から60歳までの40年間納めます。老齢基礎年金を受けるとともに、この間に最低25年以上保険料を納めることが必要です。  
平成17年度定額保険料  
1か月 13,580円

### 納められないときは？

失業などにより保険料を納めたくても納められないときは、申請によって承認されると保険料が免除される制度があります。また、所得のない、または、少ない学生の方は、申請をしないと保険料の納付が猶予されます。

## 年金の請求先は？

加入されていた年金の制度によって、年金の請求先が異なります。また、すべての年金は受給資格があっても本人の請求がなければ支給されません。  
なお、第2号被保険者期間がある方は、社会保険事務所または共済組合が請求先となります。

こんな時	内 容	届 出 先
高齢になったとき (老齢基礎年金)	第1号被保険者期間のみの方	市区町村
	第3号被保険者期間を有する方	社会保険事務所
障がいが残った時 (障害基礎年金)	初診日が第1号被保険者期間中や20歳前にある方	市区町村
	初診日が第3号被保険者期間中にある方	社会保険事務所
家の働き手が死亡した時 (遺族基礎年金)	死亡日が第1号被保険者期間中にある方	市区町村
	死亡日が第3号被保険者期間中にある方	社会保険事務所

## 温泉・宮城野・仙石原・ 蛸川財産区管理委員選挙

町の各財産区管理委員の任期が、11月25日で満了になりますので選挙を行います。  
選挙の行われる財産区  
温泉、宮城野、仙石原および蛸川の各財産区  
告示日(立候補受付)  
日 時 11月15日(火)  
8時30分～17時  
場 所 役場分庁舎4階会議室

投票日  
日 時 11月20日(日)  
7時～20時  
投票所 各財産区投票所  
温泉(温泉公民館)、宮城野(宮城野公民館)、仙石原(仙石原中学校)、蛸川(元箱根公民館)  
委員定数  
各財産区とも7人  
立候補できる人  
各財産区管理委員の選挙権があり、町議会議員の選挙権がある人

選挙権のある人  
その財産区の区域内に3か月以上住所を有する世帯主で、町議会議員の選挙権がある人  
照会先 選挙管理委員会  
☎5・7711 内線337

相談のみ  
11月7日(月)、14日(月)、21日(月)、28日(月)13時～18時 相談支援センター(小田原市城山1・13・25)  
照会先 健康福祉課  
☎5・0800

日 時	場 所
11月4日(金) 15:30～19:30	小田原市社会福祉センター
11月10日(木) 13:00～16:00	総合保健福祉センター「さくら館」
11月18日(金) 15:30～19:30	かふえ・えりむ 小田原市城山1 6 18 クリスチャンセンタービル)
11月25日(金) 15:30～19:30	小田原市民活動サポートセンター

11月18日(金)は、1食400円の食事サービスがあります。希望する方は前日の15時までに電話で申し込みください。